

鳥取縣公報

昭和二十五年六月二十三日 金曜日
第一千百十九号

本書ノ大キサヘ國定規格A五判

告示

(一) 病害虫 (二) 土壤肥料
(三) 稲 (四) 麦及び雑穀
(五) そ菜及びいも類 (六) 畜産

(七) 生活改善

(八) 農機具及び畜力利用

(九) 農産加工

(十) 畜産加工

(十一) 農業經營

(十三) 工芸作物

(十四) 農業土木

(十五) 家畜衛生

(十六) 飼料及び綠肥作物

(十七) 管農林

四、提出書類及び期限

(1) 審查出願書 別記様式

1 提出期限 昭和二十五年七月三十一日まで

2 審查出願書に添附すべき書類

「註」 詳細な審査場所については受審資格の有無
決定と同時に有資格者へ通知する。

三、審査を出願すべき専門項目

- 1 期日 昭和二十五年九月二十八日
- 2 場所 廣島縣

鳥取縣協同農業普及事業に從事する専門技術員審査規則
に基き昭和二十五年度において次のように専門技術員の
審査を行う。

昭和二十五年六月二十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十五年九月二十七日

二、口答による審査の期日及び場所

一、書面による審査の期日

昭和二十五年九月二十七日

00634

(イ) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書

(ロ) 関係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の点は再度資料を提出させることがある)

(ハ) 過去の業績報告書 別記様式四

(二) 受審資格の有無決定

(イ) 受審有資格者には受審票を送付する。

(三) 審査課題に対する答案

1 審査課題の発表

(イ) 期 日 昭和二十五年八月五日

(ロ) 受審有資格者には同日通知する。

2 作成要領字数は四〇〇字詰原稿用紙二〇枚(八〇〇〇字)以内とする

〔註〕必ず原稿用紙を用いること

3 提出部数

三部作成提出のこと。

4 課題答案の提出締切期日

(四) 受審項目が二以上の時はその数に応じ出願書類を作成すること。

田 出願書提出先

鳥取縣農林部農業改良課

五、審査出願資格

(一) 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上國、公共團体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に從事した者、又は國、公共團体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者。

(二) 旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準する教育機関若しくは外國におけるこれと同等の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者又は実業学校

00635

教員検定規定、中学校、高等学校教員検定規定及び専門学校卒業程度検定規定による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者で卒業又は合

格後六箇年以上國、公共團体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究機関(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者。

(三) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等

学校又は外國におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定規程及び専門学校入学者検定規定による試験検定に合格した者で卒業又

は合格後十箇年以上國、公共團体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外國にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に從事した者又は國、公共團体法人の組織(外國にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に從事した者。

様式四(用紙半紙)

知 事 宛	右 氏 名	年 月 日
本籍地	氏 名	年 月 日
現住所	名(振仮名をつけること)	

様式四(用紙半紙)

履 历 書

様式四(用紙半紙)

學 業

生 年 月 日

00636

一、年月 何学校何科卒業（又は何学校中途退学）
業務 何官拜職若しくは何業に從事（業務内容を詳細に且つ明確に記載すること）

一、年月 何事由により退官若しくは廃業
何事由により改氏名等

賞罰

一、年月 何事由により何賞何罰を受く
身上に関する件

一、年月 何事由により改氏名等

(記載注意)

一、賞罰は経歴上特に重要な事項

一、身上に関する事項は族称氏名の変更等身上の異動
を記載すること。

業務記載例

一、就業年月日

一、離職又は轉職年月日

三、右の繼續して從事した期間、何年何箇月

四、職務及び試験研究の内容

イ、職名例えは何々縣技術吏員（二級）
ロ、内容稻の栽培法改良に関する試験
ハ、勤務機関名 何々縣農事試驗場

様式三

過去の業績報告書様式及び記載例

A、一、所属機関名 農林省農事試驗場

二、職名 農林技官

三、職務内容 試験研究

(一) 研究事項とその概要

水稻に関する事項—温床育苗による葉稻熱病耐

至昭和 年 月
(二) 発表場所又は発表書籍名とその年月
○○学会において発表（農学年月号より月号迄
に掲載）

(三) 共同從事者の有無及び受承区分

なし

(四) 備考

B、一、所属機関名 ○○農業専門學校

二、職名 教授

三、職務内容 教育

〔一〕担当課目名

飼料学 家畜飼養學

〔二〕担当期間

飼料学 八年三箇月 家畜飼養學 三年

家畜飼養學は飼養學担当中に併せて教育す

C、一、所属機関名 ○○縣農業会

二、職名 普及事業

(一) 乳牛の飼養管理
(1) 係名及び地位

(2) 係長

(3) 指導の内容及び地域

主に乳牛、その他中、小家畜の導入について
係長として勤務
縣内○○割は実地指導

四、備考

○○縣農業会畜産課乳牛係長を歴任後○○農学校
畜産講師として奉職（この場合Bの様式によつて
項を改め記入、記入例）

(1) 係名及び地位その他

○○郡農業会畜産係に技術員として奉職

(2) 従事年数
一四年

(3) 指導の内容及び地域

D、一、所属機関名 ○○立○○牧場

二、職名 業務主任

三、職務内容 審務

〔一〕從事の内容

00638

家畜の改良増殖及び畜産製造業

(二) 飼養家畜の種類及び頭数(年平均)

乳牛 一五頭

豚 三〇頭

(三) 従事年数

一〇年

(四) 業積発表

雑誌〇〇年月号に発表

四、備考

牧場総面積及びその問題

- 施設地 ○反
- 農地 ○町
- 放牧地 ○町
- その他 ○町

計

記載注意

一、所属機関名及び職名は現在又は最終のものを記入のこと。

昭和二十五年六月二十三日

施設種別	施設名	所在地	月額
保育所	わかば園	米子市	五四、一八〇円
同	根雨保育所	日野郡根雨町	二六、三一七円
同	夜見同	西伯郡夜見村	一五、三九四円

◇鳥取縣告示第三百三号

児童福祉法第二十四條の規定による措置のため支出する費用のうち、昭和二十一年度第一、四半期事務費の月額の限度を次の通りとする。

二、各事項の内容は出来得る限り詳細に記入し、事項に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

00633

◇鳥取縣告示第三百三号

昭和二十二年閣令・内務省令第一号第八條の規定により八頭郡丹比村農地委員会一号委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十五年六月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 昭和二十五年六月二十四日から
同 年六月二十七日まで

彙 報

一、境界変更及び廃置分合について

(一) 昭和二十五年四月一日より島根縣邑智郡川越村に新しく左記大字を設定せられた。

記

設定大字名 坂本

(二) 昭和二十五年六月十日より廣島縣深安郡山野村大

(八) 昭和二十五年七月一日から秋田縣南秋田郡昭和町の区域のうち大字上 虱川、船橋、岡井戸、カミアブカワフナハシオカイド、ツキノキリュウゲヤマダ、規木、龍毛、山田を分け、その区域をもつて双葉町とせられた。

(九) 昭和二十五年六月十五日より兵庫縣加古郡加古川町、神野村、平岡村、野田村、尾上村を廃し、その

字山野字菅町浜居場、管町六地、菅町、菅町段ノ平の及び間僧の区域を同郡廣瀬村の区域に編入した。

(三) 昭和二十五年六月十日より廣島縣豐田郡戸野村大字造賀の区域を賀茂郡造賀村の区域に編入した。

(四) 昭和二十五年六月一日より鹿兒島縣出水郡高尾野町大字紫引字後村を大字紫引字中里とせられた。

(五) 昭和二十五年六月一日より岡山縣淺口郡里庄村を里庄町とせられた。

(六) 昭和二十五年五月十五日より福島縣石城郡神谷村を廃し、その区域をもつて平市に編入せられた。

(七) 昭和二十五年六月一日より福島縣双葉郡上岡村を双葉町とせられた。

鳥取縣公報

第二千百十九号

昭和二十五年六月二十三日

(第三種郵便物認可)

七

00640

区域をもつて加古川市を設置せられた。

(一) 昭和二十五年六月十日より岐阜縣吉成郡船津町、

阿曾布村及び袖川村の区域をもつて神岡町を設置せられた。

(二) 昭和二十五年五月三日より千葉縣東葛飾郡野田町、

旭村、梅郷村及び七福村を廢しその区域をもつて野

田市を設置せられた。

二、地方事務所焼失について

(一) 昭和二十五年六月七日午前一時半頃茨城縣那珂地方事務所(那珂郡皆谷町所在)が全焼し書類その他の

を焼失したので、右事務所に対する照会文書その他
のうち未処理になつているものがあれば再度(送付)
せられたい旨連絡があつた。

三、村長職印紛失について

(一) 和歌山縣西牟婁郡栗栖川村において「村長職印」

を昭和二十五年五月十六日午前十一時二十五分頃紛

失した旨連絡があつた。

なお右職印は左記図示の通りである。

昭和二十五年六月二十三日印刷
昭和二十五年六月二十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)發行者　鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣鳥取市東町

記

(二) 佐賀縣神崎郡仁比山において「村長職印」及び私印(直塚)を昭和二十五年六月六日紛失した旨連絡があつた。